

4月以降の補償金制度等の概要について

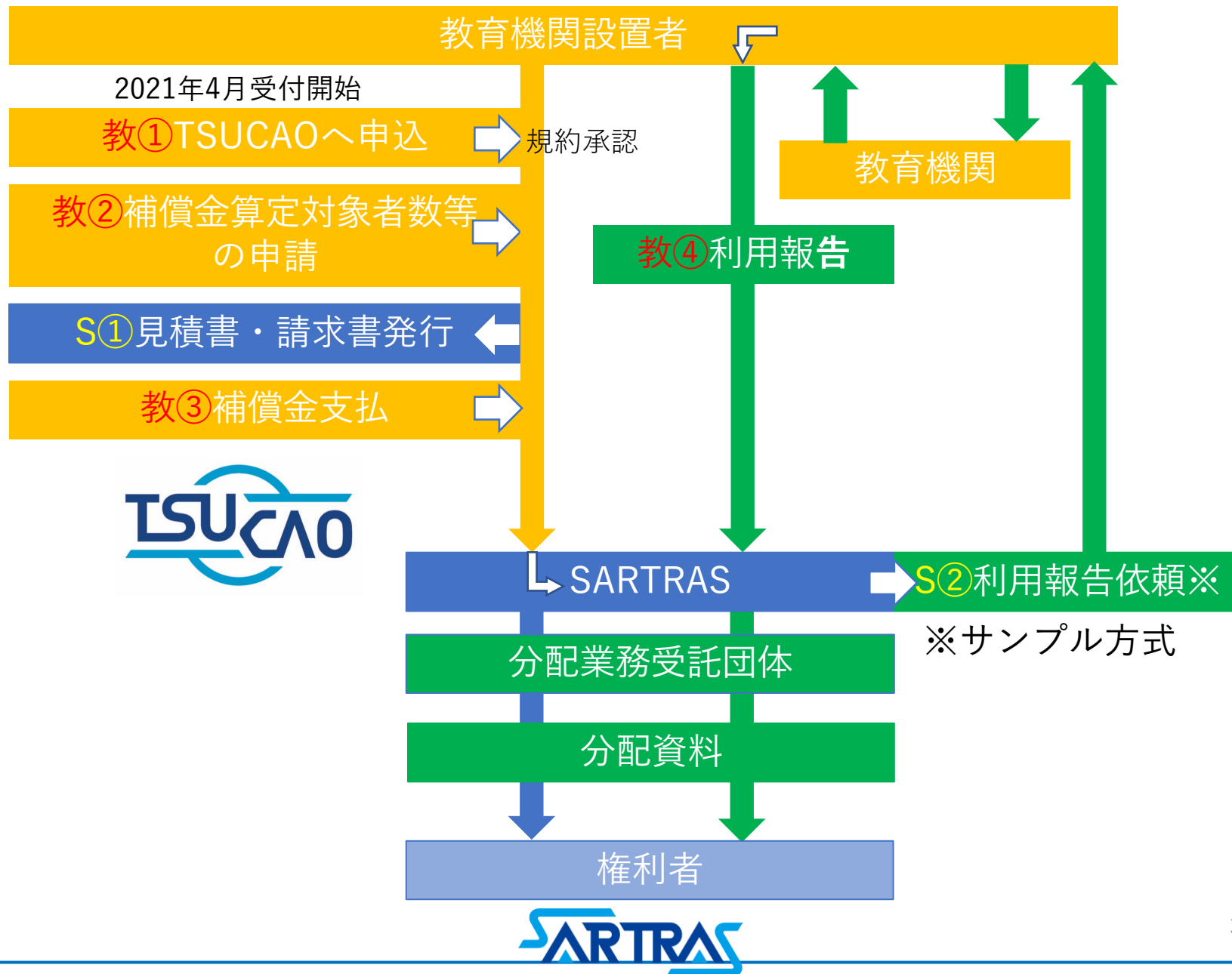
一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会
(SARTRAS)



(1) 手続き方法について

TSUCAO（つかお・補償金等登録・申請受付システム）への手続きイメージ

補償金支払に関する手続き全体の流れ（イメージ）



(2) 利用報告について

利用報告

• 2020年度試行調査の結果と検証を踏まえ、2021年度分を実施

- 学校種や地域等を考慮したサンプル方式により教育機関設置者の方に利用報告依頼（1,000校を予定）
- 原則事前にご連絡（今年度は年度当初一部事後のご連絡あり）
- 報告対象期間は指定の4週間
- フォーマットは2020年度の経験を踏まえ策定（次スライド）
- 報告データはTSUCAOへのアップロードを予定

• 利用報告情報の記録の慣習化促進のお願い

- 権利者への適正な分配のためには、正確な利用報告が不可欠です
- 第三者の著作物を利用して教材を作成するなどして授業目的公衆送信する際は、利用している著作物の情報の記録を心掛けていただくと利用報告の際便利です

※記録いただきたい情報項目は次ページ参照

- 権利者側でも、権利情報の提供、権利情報表示の促進に努めて参ります

利用報告項目（予定）

■入力例1（初等中等教育を想定）												
（1）教科等名・授業科目名	（2）学年	（3）履修者等の人数（合計）	（4）著作物の入手・掲載元の分類	（5）著作物の分類	（6）著作物の入手、掲載元名（書籍名、アルバム名、サイト名等）	（7）著作物名・タイトル、見出し	（8）著作者名・アーティスト名・出演者名・制作者名	（9）発行・制作元	（10）発行・発売時期	（11）利用した箇所、分量	（12）個別の製品番号など	（13）備考
数学	3	35	検定教科書（文章）	文字・文章	数学3	連立方程式の解き方	新虎書籍	新虎書籍	令和元年3月	P21～22		
国語	2	200	書籍・本	文字・文章	短編集 遠い記憶	夕焼け	授業花子	虎ノ門出版新社	2008年7月	P45のみ	999-1-111111-99-1	ISBN。5クラスで利用しました。
公民	3	32	テレビ番組	放送番組	テレビ新橋	パンデミックはなぜ起きたか	テレビ新橋	テレビ新橋	2020年8月23日	45秒		90分番組の冒頭
音楽	2	40	音楽CD・レコード（学習教材・指導用資料は除く）	音楽（CDや音楽配信など市販音源・音のみ、動画なし）	組曲：日本の島	淡路島	列島タビ	ユニバース・レコード	2008年10月	冒頭50秒	009-3710-0	JASRAC作品コード
美術	1	20	インターネット（文章・写真・イラストなど）	美術（絵画・イラスト・絵本などの挿絵・書道・図鑑の挿絵など）	イラストの森			http://www.forest.jp		イラスト1枚		ネット上で見つけました
■入力例2（高等教育を想定）												
（1）教科等名・授業科目名	（2）学年	（3）履修者等の人数（合計）	（4）著作物の入手・掲載元の分類	（5）著作物の分類	（6）著作物の入手、掲載元名（書籍名、アルバム名、サイト名等）	（7）著作物名・タイトル、見出し	（8）著作者名・アーティスト名・出演者名・制作者名	（9）発行・制作元	（10）発行・発売時期	（11）利用した箇所、分量	（12）個別の製品番号など	（13）備考
政治学概論	2	30	新聞（ウェブ版を含む）	文字・文章	毎朝新聞	菅内閣が発足	毎朝新聞	毎朝新聞	2020年9月17日	1面の記事1本		
歴史学B	1	100	書籍・本	文字・文章	大和朝廷の内政改革	大和朝廷の内政改革	藤原入鹿	毎朝出版社	2001年8月3日	P34～35	999-1-111111-99-1	共著。ISBN
歴史学B	1	100	書籍・本	文字・文章	大和朝廷の内政改革	大和朝廷の内政改革	蘇我鎌足	毎朝出版社	2001年8月3日	P34～35	999-1-111111-99-1	共著。ISBN
写真芸術学	3	20	インターネット（文章・写真・イラストなど）	写真	二度行きたくなる絶景	朝焼けの富士山	山中一郎	https://www.fujisan.com		1枚		ネットで見つけて利用しました
マンガ制作	1	15	書籍・本	マンガ	週刊少年キック	風の嵐	毎朝太郎	毎朝書店	2020年8月1日	P5		
共著の場合は、著作権者を別々の行に入力してください												



(3) 分配方法について

補償金の内訳

100%

従量

著作物等の利用の実績に応じて支払う方法により支払われた授業目的公衆送信補償金（補償金規程第4条により收受した額）
利用報告に基づき請求

X%（未定）

いわゆる
共通目的基金へ

著作物等の利用の実績に応じて支払う方法以外の方法により支払われた授業目的公衆送信補償金の総額（著作権法施行令57条の11）
（補償金規程案第3条により收受した額）
当面はサンプル利用報告

包括

授業目的公衆送信補償金の総額のうち、授業目的公衆送信による著作物等の利用状況、授業目的公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算出した額に相当する額を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。（著作権法第104条の15、著作権法施行規則22条の6）

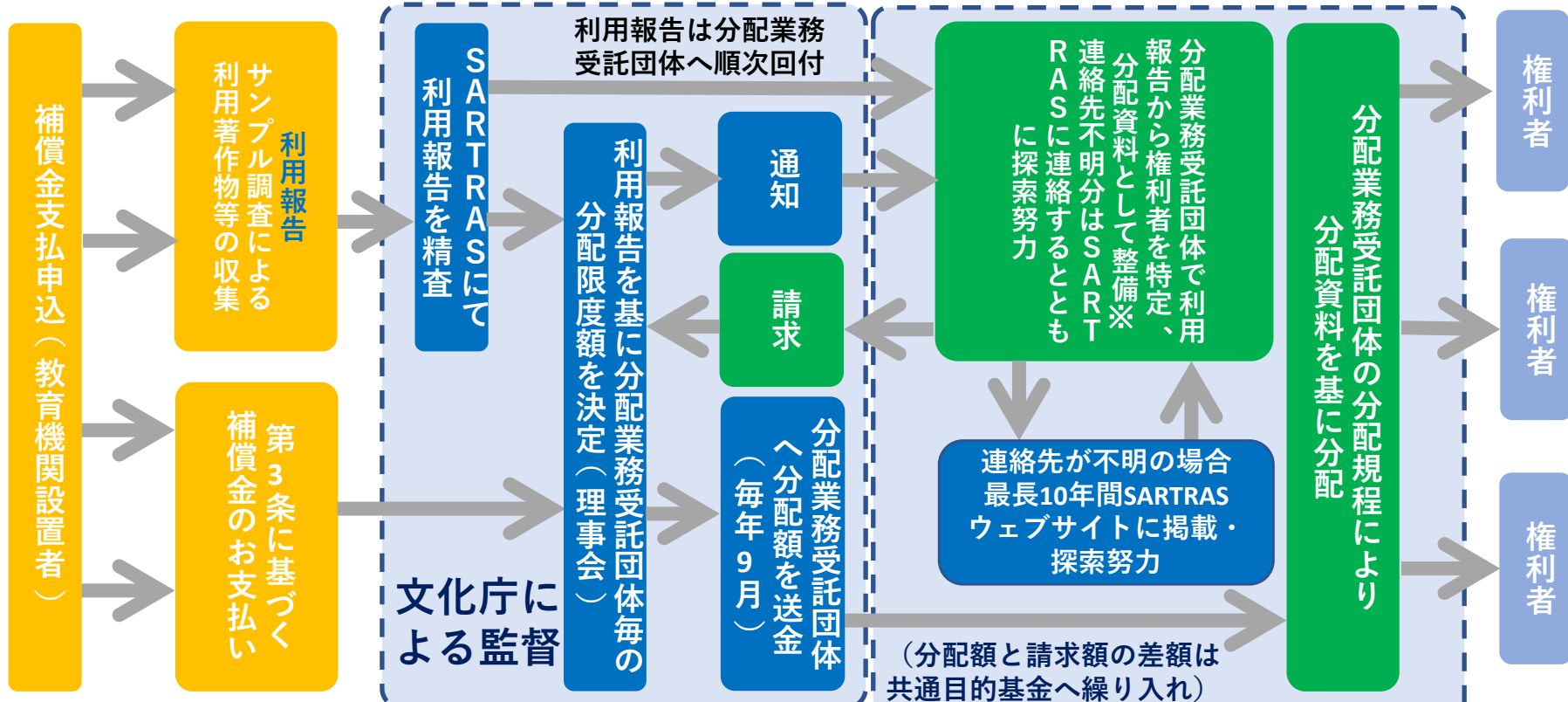
権利者への分配

分配時、授業目的公衆送信補償金を受ける権利を行使する業務に要する手数料控除
（前年度補償金総額の一定率（管理開始後の令和3年度、4年度については、合わせて令和3年度の補償金総額の10%以内）で理事会が定める額とする予定）

例えば教育機関設置者及び教育機関の教員等への著作権等研修会の実施や普及啓発教材の作成・配付、著作物の公表の場作りの支援などを検討中
今後、学識経験者の意見を踏まえ決定・実施

第3条補償金の分配（共通目的基金、管理手数料控除後） ※4条は利用報告どおり分配

- 補償金の著作権への分配業務は、分配業務を行う能力のある権利者団体等（分配業務受託団体）を選定し委託
- 選定にあたっては、著作権、著作隣接権の分野を幅広く網羅するよう複数の団体等を指定
- 現状分配業務受託団体が存在しない分野（例えば大学教員等）については、団体の設立を支援



利用報告に基づく1著作物あたりの分配額の計算式

$$\underbrace{(\text{補償金総額} \div \text{公衆送信を受けた総履修者人数})}_{\text{分配ポイント単価}} \times \text{当該著作物の履修者人数}$$

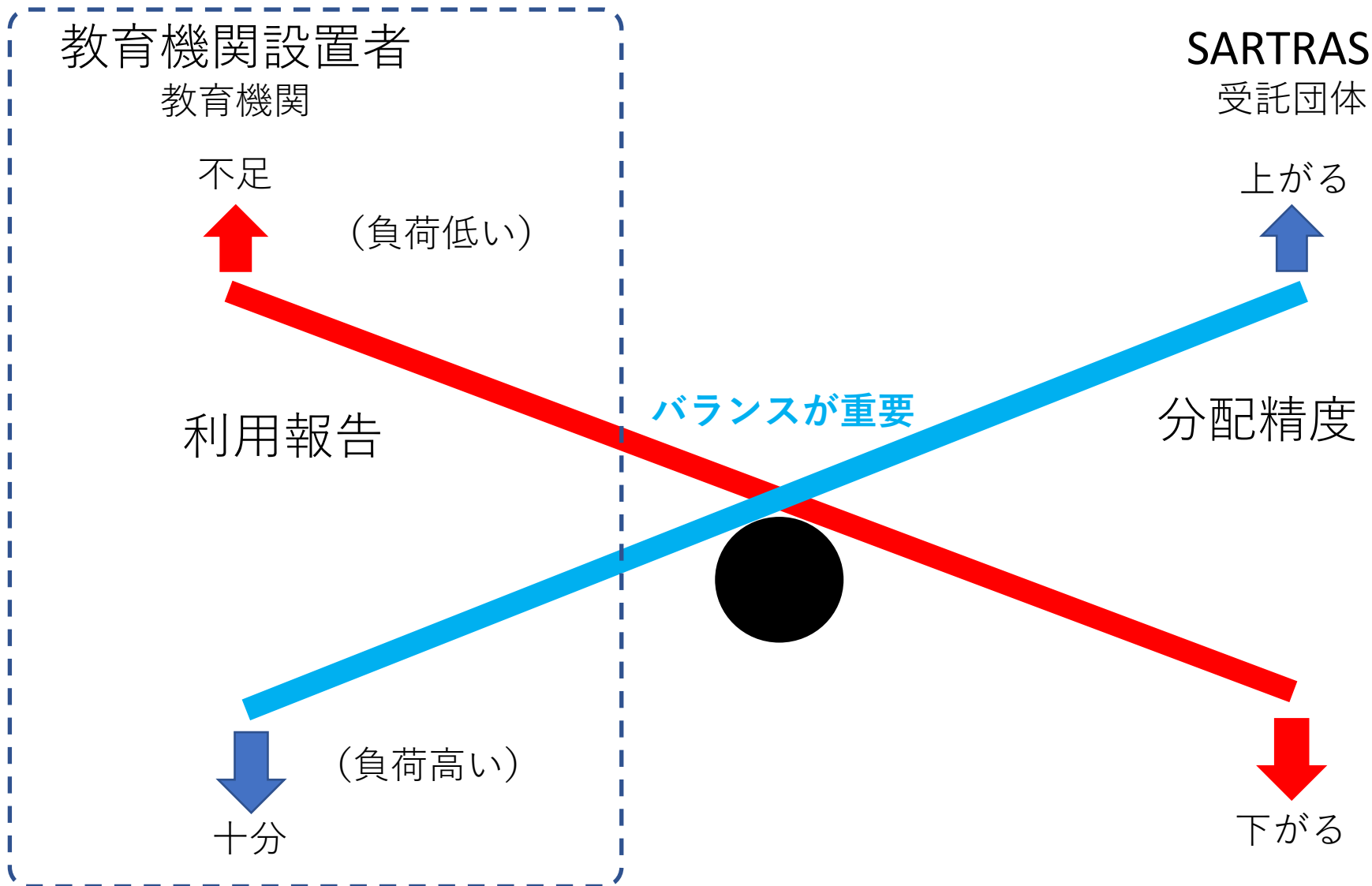
分配ポイント単価

SARTRAS、分配業務受託団体の情報公開の徹底

管理手数料率とその根拠、分配規程、収支決算等



補償金分配の鍵





(4) ライセンスについて

新たなライセンス窓口の開設（予定）

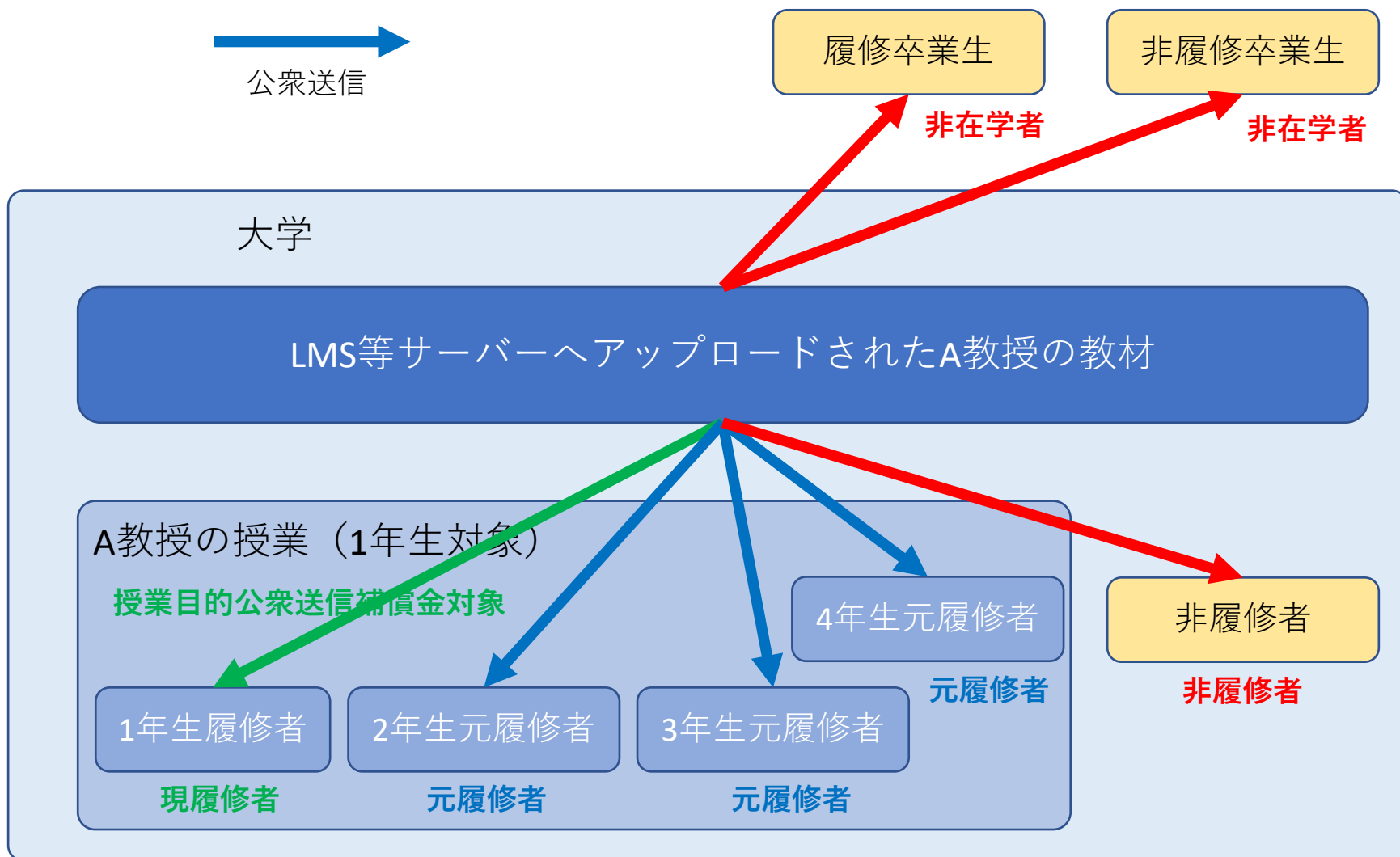
- 教育機関内で、著作権法に定める権利制限の適用を受けない方法で著作物利用をする場合は、従来通り著作権者の許諾が必要
- 教育関係者からその整備を求める声がある文化審議会著作権分科会報告書（平成29年度）が示す方向性の実現に向け、本会有一些の範囲の利用についてワンストップの窓口になるライセンス環境を整備すべく、著作権等管理事業法に基づき、著作権等管理事業者として申請し、文化庁長官が登録
- 著作権等管理事業スタート時には次からのスライド記載の高等教育機関向けに3つの、初等中等教育機関向けにはさらに2つ加えた5つの利用形態を、SARTRASでライセンス窓口となる対象として検討。
- 今後さらに、文化審議会著作権分科会報告書にある「権利制限の境界で「切れ目」なく著作物の利用が行える環境を整え、教育現場の著作物利用ニーズに伝えていく」べく、可能な範囲からライセンスに取り入れられるよう、検討を継続

SARTRASライセンス開始時に窓口となることが見込まれる利用（高等教育）

改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）参考資料「SARTRASのライセンスについて」より

- (ア) 教育機関において、授業を受ける者（法第35条第1項に定める「授業を受ける者」をいい、以下「履修者等」という。）が当該授業の履修終了後も当該授業の過程において使用に供された教材を継続して利用できるよう、教員が当該教材の複製・公衆送信利用等を行うこと。ただし、当該教材等の複製数又は公衆送信の受信者数が、当該授業の履修者等の数を超える複製・公衆送信利用等は除く。また、継続して利用できる期間は、当該履修者等の当該教育機関への在学中であり、かつ受託者と当該教育機関設置者との間の複製・公衆送信利用等に係る利用許諾契約の有効期間内に限る。
- (イ) 教育機関設置者又は教育機関の教職員が、教職員会議等それぞれの組織内で実施される会議における教育目的利用のために当該会議で使用する資料の複製・公衆送信利用等を行うこと。ただし、当該資料の複製数又は公衆送信の受信者数が、当該教職員会議等に参加する資格を有する者の数を超える複製・公衆送信利用等は除く。また、複製・公衆送信利用等を行う当該資料は、当該教職員会議等の会議中に実際に検討又は参照する部分に限る。
- (ウ) 教職員研修（教育機関設置者又は教育機関の教職員以外の関係者等が対象に含まれているものを除く。）において教育目的利用するために、教職員が当該研修で使用する資料の複製・公衆送信利用等を行うこと。ただし、当該資料の複製数又は公衆送信の受信者数が、当該教職員研修に参加する資格を有する者及び講師の数を超える複製・公衆送信利用等は除く。また、複製・公衆送信利用等を行う当該資料は、当該教職員研修の会議中に実際に検討又は参照する部分に限る。

(ア) の利用例 (青 SARTRAS ライセンス対象、赤 非対象 = 別途許諾)



SARTRASライセンス開始時に窓口となることが見込まれる利用（初等中等教育）

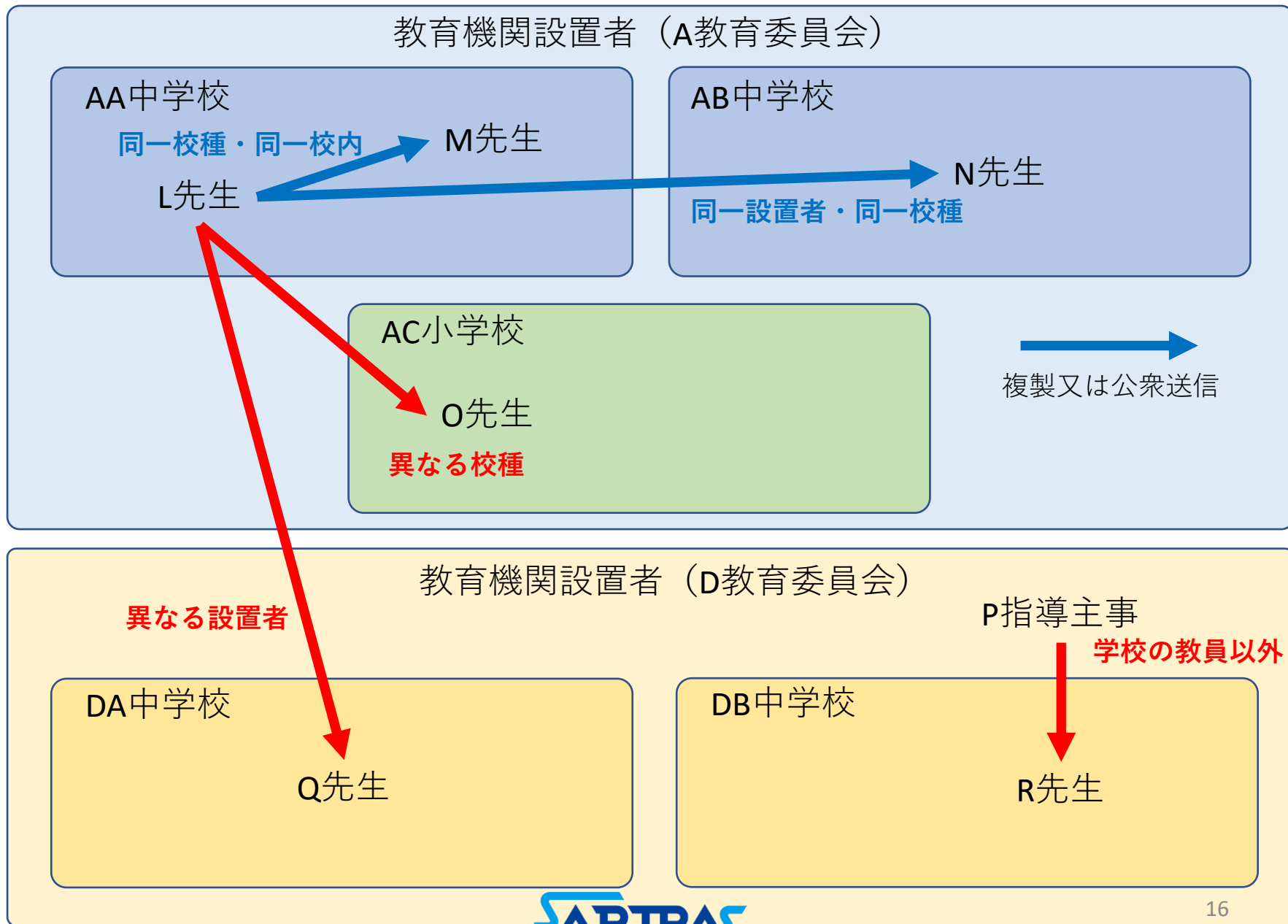
改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）参考資料「SARTRASのライセンスについて」より

高等教育の（ア）～（ウ）に加え、

- （エ）一の教育機関における教員（法第35条第1項に定める「教育を担当する者」をいう。以下同じ。）間や一の設置者が設置する複数の教育機関間において、教員が授業の過程で利用することを目的として教材等の複製・公衆送信利用等を行うこと。ただし、一の設置者が設置する複数の教育機関間の複製・公衆送信利用等においては、小学校の教材等は小学校の教員間、中学校の教材等は中学校の教員間など、同じ種類の教育機関の教員間での利用に限る。なお、次に該当するものは除く。
- a) 当該教材等の複製数又は公衆送信の受信者数が、当該教材等を授業の過程で利用する教員等の数を超える複製・公衆送信利用等
 - b) 設置者が作成した教材等の複製・公衆送信利用等
- （オ）保護者会等在学中の履修者等の保護者向け資料として教育目的利用するために、教職員が当該資料の複製・公衆送信利用等を行うこと。ただし、当該資料の複製数又は公衆送信の受信者数が、当該保護者会等に参加する資格を有する保護者の数を超える複製・公衆送信利用等は除く。また、複製・公衆送信利用等を行う当該資料は、当該保護者会等の会議中に実際に検討又は参照する部分に限る。

補償金制度とSARTRASライセンスが一体となり、ICT活用教育を進める上で、利用者にとって不安のない著作物等の利用環境を提供することが目標

(エ) の利用例 (青SARTRASライセンス対象、赤非対象 = 別途許諾)



SARTRASライセンスの管理対象著作物（予定）

以下の団体等が管理委託を受ける著作物の一部又は全部がSARTRASライセンスの管理著作物となる予定です。最新の情報は順次SARTRASウェブサイトでご覧いただけます。（<https://sartras.or.jp/>）

管理委託予定権利者団体等（現段階において管理の委託をご検討いただいているSARTRAS社員構成団体）

※著作物等の分野によってはここに記載した団体等以外の者が管理委託を行うことがあります。

新聞	一般社団法人新聞著作権管理協会
学術論文	一般社団法人学術著作権協会
文藝	公益社団法人日本文藝家協会
脚本	協同組合日本脚本家連盟
脚本	協同組合日本シナリオ作家協会
写真	一般社団法人日本写真著作権協会
美術	一般社団法人日本美術著作者連合
漫画	公益社団法人日本漫画家協会
音楽	一般社団法人日本音楽著作権協会
実演	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
レコード	一般社団法人日本レコード協会
放送・放送番組	日本放送協会
放送・放送番組	一般社団法人日本民間放送連盟
有線放送・放送番組	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

ほか、公益社団法人日本専門新聞協会（新聞）、JCOPY（一般社団法人出版者著作権管理機構）（書籍等）、一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構aRma（映像実演）、株式会社NexTone（音楽）、映像関係団体等にも打診、ご検討いただいております。